

第 32 回市民まつり

習志野市民まつり2025

屋台横丁募集要項

『出店の部』



習志野市民まつり実行委員会

参加募集要項 『出店の部』

1. 出店日時

2025年10月12日(日) 午前9時30分～午後6時00分

2. 出店場所

屋台横丁(市役所庁舎前広場(きらっと広場)東側駐車場、消防訓練棟前駐車場及び消防庁舎前通路)

3. 募集内容及び募集コマ数

募集内容	募集コマ数		出店場所	規模及び設備
■食品 (飲食物の販売等) ■物品 (物品販売・ゲーム等) ※生き物の取扱不可	全32コマ	テント型 24コマ (大テント×12) ・1テントにつき2コマ使用	市役所庁舎前広場 (きらっと広場) 東側駐車場	・1コマサイズ(2.7m×3.6m) ・長机(180×45 cm)2台 ・コンセント1口 (電気使用上限 1.5kw) ※照明あり ※キッチンカーの場合、上記設備は出店者で用意 ※出店可能な範囲はテント内、またはキッチンカーの場合は使用する車輛の範囲までとする。
		キッチンカー 8コマ (1コマあたりの車両仕様基準) ・全長 3.5m～4.7m ・高さ 2.5m～3m ・車幅 1.5m～1.8m	消防訓練棟前 駐車場	

4. 申込コマ数

(1) 各団体で申込できるコマ数上限は、「原則1コマ」です。

※ただし、申込数が32コマに達しない場合は、別途2コマ目の抽選を行なう場合があります。

2コマ目を希望する場合は、ネット申込フォームの「2コマ目を希望する」欄にチェックをいれて申請して下さい。

※出店場所(コマ)は、出店者説明会時に抽選で決定します。

5. 募集内容

(1) 食品の販売は、「原則1コマ/1品目」です(飲料は別に販売可能)。

※テント型の場合、1枚の「屋台・露店等での飲食店営業許可」の条件に複数品目の記載がある場合でも、まつり当日に取扱えるのは、記載されているもののうち「1コマ/1品目」までとします。

(2) 食品の部に営利を目的として出店する団体は、「屋台・露店等での飲食店営業許可」または、「自動車を利用して行う飲食店の営業許可」が必要になる場合があります。営業許可の取得等、詳細は習志野保健所生活衛生課にご相談下さい。

※他の行事を含め年間に複数回出店せず、かつ営利を目的としない場合は、上記の許可は必要ありません。

(3) 食品を販売しない場合は、品目数の制限はありません。ただし、物品を販売する場合は、生き物の扱いはできません。

6. 応募資格

千葉県暴力団排除条例に抵触しない者および出店内容が市民まつりの趣旨を逸脱しない者で、次のいずれかに該当するものに限ります。

(1) 習志野商工会議所の会員(※令和7年度前期分までの会費を完納していること)で、かつ、市内に店舗または事業所を現に有する事業者(※登記のみで店舗または事業所が市内に実在しない事業者は不可)

(2) 市内で活動している団体又は市内の町会・自治会など

※初めて出店する事業者・団体等には、活動内容がわかる資料の提出を求めています。

7. 申込方法(インターネット申込)

(1) 申込方法…習志野商工会議所ホームページ(URL:<https://www.narashino-cci.or.jp/>)から申込

(2) 申込期間… 7月 15 日(火)～ 7月 25 日(金)

(3) 申込開始… **7月 15 日(火) 午前 9 時から受付開始(先着順)**

※期間内に募集コマ数に達した場合は、その時点で申込を締切ります。

※申込内容に不備がある場合は、後日、出店をお断りする場合がございます。

(4) 出店通知…出店可否の通知は、申込期間終了後にメールでご案内します。

(5) 提出書類等

	提出書類	食品	物品	提出期限	提出方法
		テント型/キッチンカー (共通)			
1	【様式1】出店申込書	○	○	8月8日 (金) ※厳守	習志野商 工会議所 へ郵送 又は持参
2	【様式2】誓約書(代表者用)	○	○		
3	【様式3-1】出店従事申込書(従事者用)	○	○		
	【様式3-2】運転免許証等(写)添付(従事者用)	○	○		
4	【様式4】誓約書(従事者用)	○	○		
5	【様式5-1】食品販売 企画書	○			
	【様式5-2】食品販売 平面図	○			
6	「屋台・露店等での営業許可証」または、 「自動車を利用して行う営業許可」の写し ※持っている者	○			

※2コマ目を希望する場合は、各申込書2部の提出が必要です。

※2コマ目を希望する場合は、コマ毎に別の出店責任者を選任し、申込書に記入する必要があります。

※提出後の変更等は速やかにお願ひします。期限内に書類提出がない場合は、受付は無効になります。

※「千葉県暴力団排除条例」により、申込書および誓約書等の記載内容は習志野警察署に照会します。

【千葉県暴力団排除条例に関する問合せ先】 習志野警察署刑事課 ☎047-474-0110

8. 出店協賛金及び清掃負担金

出店協賛金及び清掃負担金は予め徴収させていただきます。清掃負担金は、まつり終了後、事務局にて清掃されていることが確認されたあとに返金します。清掃が確認されなかった場合は、清掃負担金は返金いたしません。

出店協賛金	清掃負担金	備考
テント型 :49,000 円 キッチンカー:38,000 円	2,000円	2コマ目の出店協賛金及び清掃負担金は、1コマ目の金額と同額

※出店協賛金が未納の場合は、抽選の対象外となります。

※荒天等による中止の場合でも、出店協賛金は返金いたしません。

9. 出店者説明会

(1) 開催日時:**8月19日(火) 午後2時から**

(2) 会 場:習志野商工会議所 3階大会議室

(3) 内 容:概要説明(会場図、駐車場等)、出店場所の抽選 ほか

(4) そ の 他:出店協賛金及び清掃負担金は、**8月8日(金)まで**に指定の銀行口座又は商工会議所窓口にてお支払い下さい。

- 出店協賛金振込先 銀行名：千葉銀行 津田沼支店
■口座名：習志野市民まつり実行委員会 実行委員長 芦澤 直太郎
■口座番号：普通 3553618
※銀行口座への振り込みの場合、振込手数料は出店者負担となります。

10. 出店に関する事項

(1) 食品の販売

① 取扱品目の制限

食品販売は、「原則 1 コマ／1 品目」です(飲料は別に販売可能)。

加熱調理品または非加熱調理品 (いずれか 1 品目)	+	飲料 (品目数制限なし)
-------------------------------	---	-----------------

※1 枚の「屋台・露店等での飲食店営業許可」の条件に複数品目の記載がある場合でも、まつり当日に取扱えるのは、記載されているもののうち「1 コマ／1 品目」までです。

② 出店の範囲

(ア)「千葉県内一円での「屋台・露店等での飲食店営業許可」または「自動車を利用して行う営業許可」を有する出店者は、許可条件の範囲内で営業が可能

※「食品営業許可証」等を持つ事業者が、あらかじめ別の場所で調理した食品を包装し、食品表示ラベルを添付したものについては、上記の取扱品目とは別に販売が可能です。(例：パック詰め食品)

(イ)「営業届出」済みの出店者

営業届出で認められている範囲内で営業が可能

(ウ) 上記の(ア)・(イ)以外の者で営業に該当しない出店者

次の③のうち、原則「1 コマ／1 品目」まで

※(ア)の営業許可や(イ)の営業届出を行っていない場合でも、許可や届出の対象となる場合があります。

詳細は、習志野保健所にご相談下さい。

③ 取り扱える品目

(ア)加熱調理食品(調理工程が簡易で、客への提供を行う直前に加熱調理を行うものに限る)

(例)おでん、スープ、もつ煮、豚汁、海鮮汁、焼鳥、焼き餃子、ウインナー焼き、焼きとうもろこし、いか焼き、チヂミ、海鮮焼き、ホタテ焼き、お好み焼き、たこ焼き、田楽、じゃがソバ、ラーメン、焼きそば、うどん・そば(温かいもののみ)、鶏唐揚げ、コロッケ、フライドポテト、揚げたこ焼き、アメリカンドッグ、フランクフルトなど

(イ)非加熱調理食品

(例)かき氷、ところてん、アイスクリーム類(ディッシュアップアイス及び押し出し式アイス)

※かき氷及びアイスクリーム用の氷は、食品衛生法で定められている規格基準に適合する氷を使用すること。

(ウ)その他

(例)チョコバナナ、りんご飴、わたあめ

④ 提供不可の品目(まつり開催場所での調理が認められない食品)

(例)弁当、おにぎり、寿司、ハンバーガー、サンドイッチ等の調理パン類漬物、冷やしキュウリ、生食用野菜・鮮魚介類・食肉、生卵、冷蔵保存を要する生クリーム類及び乳類など

※なお、包装品を仕入れ販売のみをする場合であっても、食品営業許可や営業届が必要な場合があります。

また、キッチンカーでの出店の場合は営業許可の範囲において認められる場合があります。

詳細は、別紙・参考資料で確認のうえ、習志野保健所にご相談下さい。

(2) 飲料の販売

以下の業態により飲料を提供する場合は、食品販売とは別に「屋台・露店等での飲食店営業許可」が必要です。

① 缶、瓶、ペットボトル、ディスペンサー等に密封充填された清涼飲料水及び酒類を、その場で開封しコップ等

直接注ぐ業態。

② ①の清涼飲料水同士、酒類同士及び清涼飲料水と酒類を提供するコップに直接注ぐ業態。

③ コーヒー、紅茶等を熱湯により抽出し、提供する業態。

④ 上記の飲料に氷を加えて提供する業態。

※上記の飲料を提供する場合にあっても食品衛生法で定められている規格基準に適合する氷を使用する。

(3) 物品の販売等

① 遊戯販売品は安全に使用できるもの、ゲーム等は安価な値段で楽しめるものを出店して下さい。

② 物品販売等での生き物の取扱いはできません。

11. 出店の拒否及び解除について

主催者(実行委員会)は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の趣旨に基づき、出店責任者、従事者その他の関係者が次のいずれかに該当する場合は、出店申込みを受付けず、又は出店を取消します。

① 暴力団員であること。

② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

③ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

④ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 前各号に掲げるもののほか、市民まつり運営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

12. 駐車場と車両の搬入・搬出時間

駐車場は、1コマの出店につき車1台の駐車スペースを確保(場所は主催者が指定)。「駐車許可証」は、事前に出店者責任者へ発行します。また、まつり会場への搬入・搬出は当日とし、次の時間内に完了して下さい。

○ 搬入時間 … 10月12日(日) 午前7時00分～午前9時00分

○ 搬出時間 … 10月12日(日) 午後6時30分～午後8時00分

13. その他

(1) 食中毒等対策の推奨について

従事者は必要に応じてマスク・手袋を着用し、手洗い石鹸を準備して下さい。特に直接食品に手を触れる場合は、必ず手袋を着用することを徹底して下さい。

※従事者及び来客用の消毒液を配置し、テーブル等の消毒を適宜行って下さい。

※購入希望者が密にならないよう、状況により列の整理をお願いします。

(2) 火気の使用について

火気を使用する場合は、あらかじめ火気の種類を出店申込書に記入し、消火器を各自で持参して下さい。

(3) 酒類販売について

移動小売免許の申請は、出店者が直接行って下さい。

＜＜申請先＞＞

千葉東税務署

〒260-8577 千葉市中央区祐光1-1-1 ☎043-225-6811

(4) ごみの処理と清掃負担金の徴収・返金

ごみ(ダンボール含む)は出店者が必ず責任をもって持ち帰って下さい。また、まつり終了後、速やかに各自のコマ及びその周辺を清掃していただきます。

※毎年、出店後の清掃に相当の時間と費用を要するため、1コマにつき2,000円の清掃負担金を預り金として徴収します。出店協賛金と共に習志野商工会議所にお支払い下さい。まつり終了後に主催者側で清掃されていることを確認した後、本部テントに「清掃表」を提出の上「名札」と引き換えて清掃負担金を返金いたします。もし清掃されなかった場合は、清掃負担金は返金いたしませんので予めご了承下さい。

(5) 販売品に対するクレーム

販売品に対する顧客からのクレームは、出店者において責任をもって対処していただきます。主催者側では一切責任を負いません。偽ブランド品や危険な玩具などの販売や景品としての提供は一切取り扱わないで下さい。

- (6) 申込みの完了をもって、「まつり中の映像・写真・記事等の情報に関して、肖像権・著作権等の権利は主催者に帰属し、まつりの普及・振興のために使用することがある」ことに同意いただいたものとしますので、予めご了承下さい。

《お申込・お問合先》

- 習志野商工会議所 〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
TEL:047-452-6700 FAX:047-452-6744
H P:<https://www.narashino-cci.or.jp/>
- 習志野市民まつり実行委員会事務局
〒275-0016 習志野市津田沼 5-14-24 旧保健会館1階
TEL:047-453-9289 FAX:047-452-3103

本申請に伴う個人情報は、市民まつりの運営目的のみに使用し、それ以外には使用しません。

「屋台・露店営業と自動車を利用して行う営業について」

別紙参考資料

		屋台・露店営業	自動車を利用して行う営業（キッチンカー）		
業種		飲食営業	飲食営業・魚介類販売 （処理・加工不可）	・飲食営業・魚介類販売 （頭落とし、内臓摘出、三枚おろし、処理済の切り身等の細切）	飲食営業・魚介類販売 （ウロコ取り、皮引きを含む処理全般）
施設	給水設備	18L	40L	80L	200L
	作業場区域	テント等解放された場所			
	作業場	完全区画（車内作業場は一室を構成、開放部分がない）			
	洗浄設備	不潔な場所に設置しない	車内作業場の天井・床・内壁は清掃しやすい材質、構造（耐水性で平滑）		
	洗浄設備	ポリタンク（蛇口付） 器具洗浄用と手洗い用 計2個	原材料及び器具を洗浄するための流水ための流水式洗浄設備 従事者専用の流水式手洗い設備（非接触蛇口）		
	排水設備	使用後の水を貯留できる設備 （バケツ等）	使用後の水を十分貯留できる汚水貯留設備（排水管→タンク等）		
	冷蔵設備	クーラーボックス（温度付）	冷蔵庫または冷凍庫（動力式で温度計付）		
	原材料の保管設備	衛生的に保管できる設備（ふたつきのプラスチックケース等）			
	洗浄剤、殺菌剤等の保管設備	衛生的に保管できる設備（ふたつきのプラスチックケース等）			
	廃棄物容器	ふたつきかつ耐水性で十分な容量があり汚液及び汚臭の漏れのないもの			
消毒薬	アルコールスプレー等				
提供可能な食品		・加熱調理食品 調理工程が簡易で提供直前に加熱調理「焼く、煮る、揚げる等」を行うもの） ・非加熱調理食品（削氷、アイス）飲料（清涼飲料水、酒）	・屋台、露店等で提供できる食品 ・簡易な営業 （既製品、半製品の加熱調理、ソフトクリーム、炊飯、冷凍パンの焼成、自家製飲料）	・屋台、露店等で提供できる食品 ・簡易な営業 ・2工程程度までの簡易な調理（丼もの、調理パン 等）	制限なし
同日に提供できる品目数		一日1品目 （加熱1品目＋飲料または非加熱1品目目＋飲料）	単1品目のみ	複数品目	複数品目
許可の限定		屋台、露店等の要綱に規定される食品に限定	簡易な営業に規定される食品 （品目の変更可能）	臨時施設の要綱に規定される食品 （品目の変更可能）	制限なし
食器		使い捨ての食器	使い捨ての食器	使い捨て食器	制限なし